

口座振替規定

1. 私が支払うべき料金等について貴社に請求書等が送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、お支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書等に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の引き落としにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および普通預金払戻請求書の提出はしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書等を返却されてもさしつかえありません。
4. この契約は、貴社が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解約されても異議ありません。
5. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴社の責によるものを除き、貴社にはご迷惑をかけません。